

図1 自己情報コントロールの構成要素

<凡例> ◎:個人の権利を規定 ○:権利は規定されていないものの実質的に可能					
個人の権利	アクセス(確認)	訂正	削除	利用停止	データポータビリティ
原則等					
OECD8原則	◎	◎	◎		
EUデータ保護指令	◎	◎	◎	◎	
EUデータ保護指令 改正案	◎	◎	◎	◎	◎
			「忘れられる権利(right to be forgotten)」 データの収集又は処理の目的との関係で必要 なくなった場合、データ主体が同意を撤回し た場合、同意を与えた保存期間を越えた場合に 自己情報を削除する権利		データのコピーを取得 する権利を有する ・管理者からの妨害な しで、自らのパーソ ナルデータを移動する 権利を有する
カナダCIOのプライ バシーコンセプト	◎	◎			
個人情報保護法	○	○	○	○	
	(個人の権利として確立されていないものの、実態として事業者の義務の中で個人情報の開示、訂 正、削除、利用停止は可能なため「○」)				
行政機関個人情報 保護法	○	○	○	○	
	(個人の権利として確立されていないものの、実態として事業者の義務の中で個人情報の開示、訂 正、削除、利用停止は可能なため「○」)				

図2 自己情報コントロールの構成要素(事業者の義務)

<凡例> ◎:事業者の義務を規定				
事業者の義務	収集制限	保有条件	利用制限 (公開、提供を含む)	事業者情報の公開
原則等				
OECD8原則	◎	◎	◎	◎
EUデータ保護指令	◎	◎	◎	
EUデータ保護指令 改正案	◎	◎	◎	◎
	処理する目的に関して必要最 小限の範囲に制限されなけ ればならない(データ最小化 の原則)			自己情報の保有期限の明 示
カナダCIOのプライ バシーコンセプト	◎	◎	◎	◎
個人情報保護法	◎	◎	◎	◎
行政機関個人情報 保護法	◎	◎	◎	◎
		個人情報ファイルを保有する 際は大臣へ事前通知が必要 保有している個人情報ファ イルについて個人情報ファ イル簿を作成して公表が必要		

図3 パーソナル情報活用の市場の推計

グループ	パターン I	パターン II	パターン III	パターン IV	単位: 億円	
					合計	重複部分
インフラ関連産業	262	43	←	←	305	
通信業	295	320	3,060	—	3,675	
情報処理・提供サービス業	—	—	—	1,555	1,555	
インターネット附随サービス業	34	320	271	2	627	パターン II
鉄道業、航空運輸業	296	320	—	—	616	パターン II
道路貨物運送業、郵便業	82	—	—	—	82	
小売業	257	4,230	—	—	4,487	パターン II の一部
金融・保険業	1,593	4,230	213	—	6,036	パターン II
宿泊業、旅行業	138	4,230	←	—	4,368	パターン II
教育、学習支援業	254	—	—	—	254	
医療	1,140	—	25	353	1,518	
保健	304	—	—	—	304	
福祉	171	—	25	—	196	パターン III
職業紹介等	—	—	1,000	—	1,000	
公務	1,470	←	—	—	1,470	
合計	6,296	4,273	4,569	1,910	17,048	

パターン I : 各個人から収集したパーソナル情報を本人に対して提供するサービスに活用する形態

パターン II : 各個人から収集したパーソナル情報を DB 化し、解析した結果を活用してサービスを提供する形態

パターン III : 各個人から収集したパーソナル情報を第三者へ提供して活用する形態

パターン IV : 各個人から収集したパーソナル情報を DB 化し、本人同意のもと、あるいは匿名化した後、第三者へ提供して活用する形態

図4 パーソナル情報市場の発展と技術・制度

